



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	11世紀から13世紀にわたる西欧における城砦と城主支配圏
Author(s)	ブートリュッシュ, ロベール; 井上, 泰男//訳
Description	井上泰男(訳)
Citation	北海道大学人文科学論集, 5, 22-35
Issue Date	1967-07-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34283
Type	departmental bulletin paper
File Information	5_PL22-35.pdf



11 世紀から 13 世紀にわたる西欧に おける城砦と城主支配圏*

ロベール・ブートリュッシュ
訳 井 上 泰 男

封建時代を通じて、城砦は多くの地方の地平線上に現われた。それらは鐘楼ほどは普及しなかったが、それでも人間の生活が営まれる環境には馴じみぶかい要素となった。それは、シュヴァーベン公フレデリック・ル・ボルニュ (Frédéric le Borgne)** が『いつも彼の背後に馬の尻尾で城砦をひきずって行った』と云われるようなものである。城砦は土地の起伏、河川の構図、森林地帯や自然の避難所の配置を利用するとか、あるいは人工的な小丘の上に建てられて、聖俗にかかわりなく、大知行や主要な領主支配の中枢神経となり、重要な関節となるにいたった。野心的な領主はすべて彼の城砦の頂上から、その支配に服した地方を管理することを熱望した。

多くの城は兩岸がきりたっている河の流れに沿って配置されている。例えばビンゲンからボンにいたるライン河のように。それらはまた岬の突端にそびえ、周囲を河川で囲まれた突堤にたてられ、河流の島とか、あるいはガンの場合のように合流点によって位置づけられている。ある城砦は、ピレネー、アルプス、アペニンなどの峯に、鷲の巣のようにそそりたつ巢窟を形成した

* 本稿は文部省の昭和 41 年度「文化協定締結国からの学者招致」計画によって来日したパリ大学のロベール・ブートリュッシュ (Robert Boutruche) 教授が、同年 9 月 8 日、北海道大学附属図書館において行なった講演 (文学部主催)《Châteaux et Châtellenie en Occident du XI^e au XIII^e Siècle.》を、同教授並びに日本側招致責任者・東京大学社会科学研究所長高橋幸八郎教授の御了解を得て、訳出したものである。

** ホーエンシュタウフェン家のフリードリッヒ 2 世 (1090~1140)。1105 年にシュヴァーベン公となる。独眼王 (ル・ボルニュ) と云われた。その子が神聖ローマ皇帝フリードリッヒ・バルバロッサである。

り、あるいは人里はなれた地方の奥深くにひそんでいる。他の城砦——これがもっとも数多いケースであるが——は、レマン湖からブルジェ湖にいたるアネシー (Annecy) 山峡やローヌ谿谷のような峡道にたてられたり、あるいは大平原の入口を扼する高台にそびえたって、平原に入るのを監視すると共に、山地へいたる通過点を遮断する。大リマーニュ平野の縁辺に、下ヴォージュの丘陵やアペニン山脈の支脈にたてられた城砦、ないしはピレネー北辺にベアルンからコルビュールやルシヨンまで群立している城砦などは、このことを証明している。また、聖地では騎士の城 (Krak des Chevaliers)* が、モレー (ペロポネソス半島の別名) ではミストラ (Mistra) の城** が、同様なことを証明している。また城砦にはいくつかの分区がある。それぞれの権力者たちは、教会の焼絵ガラスや細密画に描かれているような交わりをしている。例えばボーヌ (Beaune) の聖マルタンのミサ典礼書 (15 世紀末) の絵の中では、6 月のある晴れた日、一人の刈草を乾かす人が、四つの城によってかこまれた風景の前景に描かれている。

* * *

城砦の構造については、時代によって区別される。また選ばれた立地、採られた設計、使われた材料によって、多くの類型が区別される。中世前期を通じて要塞はケルト人の oppida, ローマ人の castra ないし castella, 防備を施した villae などの遺跡が利用された。人々は侵入者に対して自衛するために、都市をとり囲んでいた古い壁を修理し、集落・教会・修道者のための建造物のまわりに防禦柵を設け、^{ほり}壕を掘った。同様に、地方の防衛上ないし政治上の必要から、その機能があらためられ、近隣の民衆を避難させるために、塹壕などで防禦された陣地が構築された。例えばオーヴェルニュではこうした『城砦＝避難所』は 5 ないし 20 ヘクタール、時にはそれ以上を占めるほど

* 十字軍士によってシリアに建設された有名な城。トリポリ伯領に位置し、1142 年に修道騎士団が定住し、マメルクのスルタン Baybars 1 世によって占領される 1271 年まで、回教徒の襲撃に抵抗した。

** ローマ時代にスパルタの住民によって建設されたギリシャ村落が mistra で、それは 1248 年頃修復され、防備がほどこされた。

であった。これらの建造物は都市の中核になった。完全武装して歴史に登場してきたモントルイユ・シュール・メール*がそのようなものであった。この都市の最初の記述はノルマン人に抵抗した城塞の記述であり、10 世紀にはこの城塞附近に、城壁で囲まれた集落が生まれた**。

しかし、かかる建造物の多くは余りにも巨大で、その城壁は余りにも大きく、一時的な防衛に役立つにすぎなかった。固有の意味の城砦は、10 世紀の過程に出現した。ついで築城のリズムは加速度的になる。それは 12 世紀には多くの地方に拡まる。実際、侵入の終了、フランク王国の瓦解、地方諸権力の増大とともに客観情勢は変化し、あらたな領主層の形成と封建制の最盛期へと移行する。例えばアルサスでは、ローマ時代の城砦は、——ルイ 14 世時代の城砦もそうであるが——ライン河を国境線と想定していた。それらは中央集権化された国家の全体計画の中にふくまれていた。封建時代には、これとは別な思慮が生まれた。アルサスはもはや国境ではない。そこでの問題はとりわけ内部的なものである。この地方を分有している大領主たちは、山や高い谿谷の通行の防衛を気遣ったのである。平野と高地が同一の防衛制度の中に結合されるには、ホーエンシュタウフェン家をまたねばならない。例えばハーゲン***の周囲では、環状に配置された一群の城がミニステリアー

* Montreuil-sur-Mer; ピカルディ北部、パ・ド・カレール郡の首邑。

** ブートリュッシュ教授はこの問題について、おおよそ紀元前 500~300 年にさかのぼり、現在もその遺跡が残っている大きな oppida、すなわちイギリスの Maiden Castle を指摘する。それは 18 ヘクタールに及び、幾列もの土壁によって保護され、その入口は警備されていた。このような遺跡の上に建設された中世都市の地名は《dun》という語尾をとる。その典型はシャルトル近郊の小都市 châteaudun である。

また、ローマ時代にさかのぼる城の一例として、西部フランスのル・メーズ地方にある Jublains の城が指摘される。それは紀元後 256~270 年の間に建設されたもので、その中央には四つの塔で守られた長方形の建物がある。その全体は二重の城壁でつつまれており、その中の一つは土と、塔で補強された石とでできていた。

*** Haguenau; 下ライン地方の都市、ホーエンシュタウフェン家の最初の神聖ローマ皇帝フリードリッヒ 1 世（バルバロッサ、1123-1190）は通例ここに滞在し、ここに城砦を建設させている。なおミニステリアーレス政策はシュタウフェン王朝の政治を特色づけるものとされる。

レスによって護衛されて王領地の守護にあたった。

10 世紀から 12 世紀にかけて、非常に普及したタイプは、必要があれば手を加えた自然の高地の上に、もしくは盛土をした土丘の上に、建てられた *château à motte* (土丘の城) で、それは濠や跳開橋や壁で保護された。その周囲には、守備隊のための宿舎、穀物倉、馬小屋、時には礼拝堂があり、それらは同じく城壁によって保護された。領民たちが避難することのできる庭も配置されていた。その全体の大きさは限定されていて、しばしば 1 ヘクタール未満である。しかしながら、それはまた、塹壕などで防禦を固め、機能上、最後の根城たる天主閣を組織する小陣営という側面をも想起させる。このように、依然として防衛的観念に集団的保護の観念が結びついている。

10・11 世紀の城の大部分は木や土でつくられていた。然し、994 年につくられたランジェ (*Langeais*) の天主閣、ならびにその後 1 世紀たらずしてつくられたロンドン塔には、石が使われている。12 世紀の盛りまで、時にはその後まで、とりわけ小城主の建造物、もしくは副次的な城の場合には、木と石が併用された。次いで石は 1150 年以後、地名にその痕跡をのこしている《*châteaux neufs*》(新城砦) において、結局は勝利をしめた*。

築城者は、可能な場合には岩壁の上に城を建設し、側面を危険にさらさないように配置された多くの城壁によって、正方形又は長方形の大きな塔を攻略から防衛する。その有名な例はシャトオー・ガイヤール (*Château-Gaillard*) によって提示される**。この城は 12 世紀末、リチャード獅子心王の命令にも

* ブートリュッシュ教授は、ノルマン人に対する防衛のために 9, 10 世紀に、また大開墾時代初頭 (11 世紀及び 12 世紀のはじめ) にたてられた木造の城についてふれ、それらは消滅したが、その設計はのちの石造の城に伝えられたとし、ノルマンディー公領と王領との境界にある *Gisors* の城を例としてあげた。それは人工の丘の上にたてられ、数メートルの厚い壁や壕でかこまれ、城壁の一方の側に防衛の最高にして最後の要素たる天主閣 (*donjon*) がたっていた。

** *Château-Gaillard* は 1198 年リチャード獅子心王によって建てられ、1204 年フィリップ・オーギュストがこれを占領した。ブートリュッシュ教授は、フィリップ・オーギュストの礼拝堂つき司祭で、王の伝記を書いた *Guillaume Le Breton* の *Philippide, les vers 407~442* から引用されたが、ここではその内容を紹介することは省略する。

とづいて、十字軍士がオリエントで得た経験を生かして建設されたものである。

時には、カロリング時代におけると同様、中世前期の城塞の遺跡が利用された。モレー（ペロポネソス半島）では、古代もしくはビザンツ時代のアクロポリスが再建された。アクロコリント、アルゴリス、ナウプリアがその証拠である。しかし多くの場合は一新され、その時まで防備のなかった土地にあらたに築城された。そうした土地が無人の曠野であったとしようか。もし定住が可能なら、いくつかの集落がその近傍に創出されることは可能である。かの「丘上村落」(villages perchés) がその例であって、それらは時には城が消滅したのちにも生きのびてきた。これに反して、すでに人が住んでいた地方にかかわっていたとしようか。城塞の創出は、散居地方では住民の集中化を、集落ではその分解を、ひきおこすことが可能である。

* * *

城塞の分布ほど可變的なものはない。それ故、所与の地方に関して、その平均密度を計算して求めることほど誤ったことはない。そのケースを示すことが偽りと思われるほど、数多くの異常なケースにぶつかるからである。12 世紀初頭にフォーレ (Forez) 平野には全く城がなかった。しかしこの平野の周囲には 10 ばかりの防塞が設置されていた。同様に、不均等な間隔で連なる一群の城塞が、アルサス平野の縁辺にあって、ヴォージュ山脈を側防したが、13 世紀以前には、アルサス平野には殆んど城がなかった。しかしながらポアトゥー北部のような要害地方では、城塞はせいぜい 10~20 キロメートルの間隔ごとに、数時間で通過できるような区域を管理するために建てられていた。もし城の分布の「理想的な平均値」をひきだそうとするなら、それはそこにある。

実のところ、城砦の分布図は、王国の次元における全体的組織ではなくて、王領・大諸侯領・伯領、ないし大教会領の次元における地方的見取図を示しているのである。かかる見取図は情勢によって変化した。きわめてゆるやかな網状組織に配置されたあたらしい建築は、若い領主権力の上昇を証明

している。単なる「防備を施した家」(maisons fortes)は、城主の承認を得て、自分たちの固有の住居に定着した「城砦騎士」(cevaliers du château)によって建設された。監視塔は、合図のしるしの交換によって、危険が近づいたことを知らせるために建設された。

主要な城砦は、国境、通行路、連絡上の要点、豊かで人口の多い地方、都市などを警固するために建設された。ドイツ王ハインリッヒ1世は、ザクセンの東部国境に、いくつかの城を建設させた。ノルマンディー諸公は、河川や森林に依拠した強力な方形堡でその地方をとり囲んだ。ピレネー地方西部では、いくつかの城砦が、ベアルン家によって保有されたこの地方を防衛した。しかしフランスの中部や東部では、領域的支配の分散、10世紀における回教徒の脅威、12世紀におけるトゥールーズ家とバルセロナ家の対立、13世紀におけるアルビジョア十字軍とカペー家の企図が、数多くの城の建設を決定づけた。イタリア、とりわけアルプス山脈とアペニン山脈の縁辺部は、これと同様な景観を示している。イングランドも同様である。きわめてまばらな定住地方であるイングランドの北西部では、城の数は少なく、スコットランドからやってきた侵入者にひらかれた北東部のゆたかな平原では、反対に城は群立していた。西部においてもウェールズ辺境地方では、城の網状組織はかなり稠密であった。

多くの城砦を所有している領主たちは、それらの警固を、あるいは恒久的に城壁内に定着したか又はその近隣の領地に定住した彼らの「家人」(gens de leurs mesnie)にか、あるいはかわるがわる召喚された家臣にか、あるいは傭兵に委ねた。もしくは、しばしば彼らはそれらの城を封として譲渡し、そしてそのことによって、封建制の本質的構成要素となる城主の家がらの形成に手を貸した。

* * *

一つの古い原則が中世の全過程を通じて存続してきた。すなわち、築城権は国王の特権に属するということであり、この権利は君主やその代官、したがって領域君主・伯・司教・大修道院長等々によって行使された。どんなに

微力であったにしても、初期カペー朝の諸君主、イタリアやイングランドのノルマン人の諸王、プランタジネット家の諸君主、ドイツの諸皇帝は、この原則をふりかざしてきた。

しかしこの原則は、当該君主たちの固有の領地、もしくは彼らの所有に属する伯領以外では、その有効性を部分的に失った。フランスはその特徴的な事例を示す。諸侯領の諸侯は、国王にその権利を帰属せしめることなしに、城砦を建設したばかりでなく、国王が諸侯の領地に築城できることも稀であった。諸侯は諸侯で、築城権を自らの手に独占するに至らなかったことは確かである。厚顔な領主たちは、彼らの勢力を固め、高い城壁が口実を与えたところの「悪しき慣習」によって確保される利益を増大させようと欲して、彼らの巢窟を、時には思いがけない場所にかまえたのである。

このような行為は、築城者にとって、国王もしくは領域君主の怒りにさらされる危険性があった。この事実は、影はうすくなったが、公権力の観念が、決して完全には消滅せずに存続していたことを浮き彫りにする。フィリップ 1 世が、ブーシャル・ド・モンモランシイ (Bouchard de Montmorency)* によってサン・ドニ島に建設された城砦を破壊させたことや、ルイ 6 世がクーシイ (Coucy) の城やピュイゼ (Puiset) の城を滅亡させたことはそうした例である。

当時の人たちは、「不義の城」「罪の城」「魔法使いの洞窟」を建てた「悪臭を放つ人々」「墮落した人々」に対して立ちあがった。ある時は君主もしくは近隣領主の反撃をひきおこし、ある時は非合法城主と領域君主との間に示談が成立して、既成事実を認めるが、封臣礼 (homage) によって認可される譲渡の形式をとった。しかしながら、そうした事例を誇張するには及ばない。城が木造であった場合には、頑固な城主は、敵対者によって破壊された城を、いち早く再建することができたことはたしかである。ピュイゼの領主は 1111 年から 1118 年にかけて、三度び、城の修復につとめた。石で建築される場合があったらうか。その場合には、作業の期間や費用が、もの好きな城主の意

* フランスの名高い家柄モンモランシイ家の始祖で、ユーグ・カペーと同時代人。

気を挫いた。周知のように、ノルマンディー公によるジゾール (Gisors) 城の建設は凡そ 10 年を要し、ウーダン (Houdan) の天主閣の建設は——緩漫に行なわれたのは確かであるが——30 年を必要とした。富裕な者を喜ばせ、誇大妄想狂を満足させるような威風堂々たる防衛施設としての城の建設は、はじめに土着した領主の力の及ぶところではなかった。それにもかかわらず、城塞網は、君主の頭脳、もしくは領域諸侯や彼等の大家臣の頭脳の中で、ひたすら熟慮された構想に還元することはできない。対照や多様性に満ちた封建時代は、このような単純さにさからうのである。

* * *

城は時には「封建的無政府状態」の徴表である土匪の巢窟のような観を呈した。その証拠としては、敵対する領主間の戦争、並びに反逆した城主たちとその主君の間の争いが想起される。さらに、村落や修道院や隊商の通路などの存する平坦な地方は、慰めもなく喜びもなく隠れ家の中にとじこもった守備隊にとって、絶えざる誘惑、すなわち、くつろぎや実り多い襲撃に対する希望の的となった。10 世紀末いらい、「神の平和」のための大運動が普及するにつれ、宗教会議や司教区会議は、修道院や教会の近くに城を建設することに反対した。それらは、封建時代を通じて、城主の掠奪に対して抗議した。都市民はと云えば、彼らもまた間近かな農村に、憂慮すべき稜堡が出現することを怖れた。1408 年にシャントルー (Chanteloup) 家の一族がボルドーから 4 里のところにあるカマルサック (Camarsac) の城の再建を企てたので、ボルドー市参事官はギュイエンヌの^{サネリヤル}奉行宛の請願の中で、その気がかりな点を、次のように強調している。カマルサックの城が再建されることは、『市に対して大変な迷惑』を与えずにはおかないであろう。それは、『自らを維持するのに必要な、如何なる領民も地代も、また収入も』もっていない。それは『城内に居住する者が、敵に向いあって生活できるような境界点に』位置していない。城の所有者たちは『もし彼らが飲食にこと欠く時には、やむなく庶民に襲いかかり、麦・ブドー酒・馬・仔牛・干し草を略奪し、それを放っておこうとしない人々を打ち倒すことにならざるを得ないであろう。』

かくして『一度ならず、両河地方 (Entre-Deux-Mers*) は完全に破壊されるであろう。神よ、守り給え!』シャントルー家の人たちは反論する。彼らは『正しく生活し、正しく交際している人間』である。城には、彼らが『立派に正直に身を養い』、城砦を再建して、そこに食糧、大砲、そして『その他の道具』をもちこむことができるだけの土地が附属している——と。戦争の危険が迫っていたので、奉行は、^{モナシヤル}彼らの側に訴訟の勝利を与えた。

上述のように表明された懸念は、ある種の精神状態に応ずるものであるが、それは、これとは反対の感情を、聖職者や市民の間においてさえ、排除するものではない。何故なら、たとえ城はすすんで圧制者になる傾向があったとしても、その表向きの使命は保護者たることにあったからである。農民たちが、『彼らが身をかくす城塞がない』限り、彼らの住居に戻ることを拒絶した理由もそこにある。とりわけ百年戦争の間中「防備を施した家」、天主閣の役目を果す製粉場、塔や中堤や円形の道路をそなえた教会や修道院が、自然発生的にあらわれた一時期があったのも、そうした事情からである。1414 年のある調査は次のように述べている。^{アンケート}ヴーゼーユ (Vouzailles**) の小修道院の要塞化なくしては、『前記地方は、この王国で行なわれた戦争の故に、人が住まなくなり、耕作されなくなったであろう』——と。この戦争の末期を通じてフランスの一部を支配した不安を歎き悲しんだトマス・バザン (Thomas Basin***) の、もっと身にしみるような証言がここにある。『ロアール河からセーヌ河まで、そしてセーヌ河からソム河まで、農民たちは殺害され、あるいは逃亡して、殆んどすべての畑が、久しく幾年もの間、単に耕作されなかったばかり

* ガロンヌ河とドルドーニュ河の間にふくまれるボルドー地方のこと。Camarsac 城が位置しているのはこの地方である。

** ヴイエヌヌ県、ポアティエ区、ミルボー郡。

*** Thomas Basin (又は Bazin), 1412-1491. フランスのモラリスト、聖職者兼年代記作者。パリ、ローマで法学を学び、教会法を教えた。シャルル 7 世に仕え、1453 年にはジャンヌ・ダルクの復讐のために、証拠となる Mémoire を書いている。晩年はルイ 11 世の恨みをかって、ユトレヒトに亡命している。本文の史料は彼の主著、Histoire des règnes de Charles VII et de Louis XI からの引用。

りでなく、若干の稀な耕地片は別として、耕作できる働き手もたなかった。……これらの地方で、当時耕作することができたのは、わずかに都市、要塞、又は城砦の内部と周囲だけで、それは塔や望楼の上から見張番の眼が、野盗のおそうのを認知できるだけの近距離であった。すなわち、見張番は鐘やラッパ、その他の道具の音で、畑やブドー畑で働いているすべての者に、武装地点まで後退するように合図した。その結果、耕牛や耕馬は見張番の合図をきいた時、安全と分っている避難所に、夢中で一目散に逃げもどった。』

* * *

城は城主支配圏 (châtellenie) からきりはなせない。ある場合には、城砦はヴィカリウス管区*の主邑に設置され、そしてこのヴィカリウス管区の範囲は城主支配圏のそれに等しい。ユソン (Usson) やオーヴェルニュの場合がそれであり、より小規模ではあるがメル (Melle) やポアトゥーにおいてもそうである。一そう多くの場合、城はより良くその使命に応えるために古い主邑からはなれ、その使命に都合のよい管轄区を設定する。それは古い行政区と一部重なったり、まざりあったりする。したがって、集落は城主支配圏によって局限され、城主支配圏の領域的境界は、時には数世紀にわたって存続し、その境界は今日の郡 (cantons) のあるものに適合する。

城主たちは首尾よく獲得した色々な権利とともに、しだいに、バン権の本質的なものを手に入れ、《coutume》を課するに至った。それは城の建設・修理・維持に貢献し、同じく、周辺地域やその道路の防衛、通行券の交付、通行税・市場税・徴用や宿営の賦課の徴収、城壁の維持や駐屯部隊への糧食補給のための賦役の強制、バナリテ**、裁判の行使などに貢献した。このような権限は多くの城砦に結びついており、しかも城主の保有農のみならず、近隣の単なる土地領主の保有農にまで拡大された。こうして、10世紀いらいあらたな形態の領域的所領 (seigneurie territoriale) が発展し、華々しく飾った

* viguerie; ヴィカリウス (フランス語の vicomte) は、カロリング時代の^{コン}伯の下僚。

** banalité; 封建時代における領主所有物 (粉ひき水車、パン焼きかまど、ブドー酒圧搾器など) の強制的な共同使用のこと。

戦士たちが奉仕した。そしてその権源は、権力の委任、イムミュニストとの妥協、城主と農民との間の私的協定、力づくの収奪や不当徴税——それは最後には習慣上認められた——に由来する。

この発展はフランスほどには顕著ではないが、ドイツにおいても、同じような傾向を示した。しかし、イングランドでは事情は異なり、王権が領主権の拡大を抑制し、シャイア (Shire) やハンドレッド (hundred) のようなアングロ・サクソン時代の古い行政区域、並びにそこにおける公的裁判所や自由人の集会を存続させることができた。絶えざる危険が領主たちの熱狂をかきたてていたウェールズやスコットランドの辺境地方を除くと、ここでは城主支配圏は、フランスに比肩されるような、行政上・裁判上の管轄区という性格をもった領域的な統一体を成立させるにはいたらなかった。

従属関係の開花は、かかる城主層の形成なしには理解されないであろう。かれらは農民大衆に対する領主的攻勢の先頭に立ち、封建 (=家臣) 制社会を激発する要素となった。しばしば領主制 (seigneurie) と封建制 (féodalité) は、相互に補完し合い、補強し合う。『中央の大きな島、すなわち城によって支配された諸島』の先頭にたつその地域の領主は、その権力の中に、農民ばかりでなく、家臣をもかかえている。『主君のかたわらで給養されている』城砦騎士は、主君の法廷の中核を形成し、尚書局 (chancellerie) の領主文書に署名をつらねる。そして彼らは、初期家臣制時代の人々——すなわち、年に数週間、領主の駐屯部隊や側近者の群に参加しに、あるいは領主の騎行に随行しにやって来る封の保有者たち——が、かつて知っていたような雰囲気にとらわれる。こうして、農村世界のただ中に、農民たちとは生活を異にする騎士たちの小集団が増殖する。この小集団は、同一の集団生活に運命づけられ、軍事的使命と家族的連帯によって封鎖され、大宴会とか、城砦の大広間で叙事詩を朗誦する吟遊詩人の訪問によって元気づけられた。多くの地方で、権力の分解が阻止されたのは、まさに高い城壁の周辺なのである。

国王や諸侯の支配権が再び上昇すると、私的イニシアティヴから生れた城の数は一減少した。それは、築城権が表現していた公権力の属性という観念の

効力を回復させた。国王や領域諸侯は、それぞれの廻り合わせは異っているけれども、あらたな城の建設をすべて認可制とし、封として譲渡される城を統制し、相続分割が城に及ぶことを監視する——と主張した。11世紀末にさかのぼるある条項は、授封の行為を制限することを可能ならしめた。譲渡された城は、ただ単に《jurable》、すなわち、宣誓を代償として授与されるばかりでなく、主君が要求する時は常に《rendable》、すなわち主君が裁判官であるかぎり、その城をとり戻し、自己の防衛を確保することができるのである。その場合、主君はその城主に、ラント、もしくは封土の一時的譲渡によって、償いをすませる。

結局、城主支配圏は一定の秩序をとり戻す。軍事上のみならず、財政上・裁判上の権限を委任された城主支配圏は、再編成された諸権力的手段となる。ただ、時をり城砦が、王権や諸侯権力の直接的規制から免れている場合には、なお御しがたい手段ではあるが——。あらたな誇りの源泉である単なる「防備を施した家」が急速に増加した百年戦争の期間中、こうしたことはしばしば見られた。同様に、バラ戦争、宗教戦争、フランスではルイ13世の未成年期を悩ませたもろもろの騒乱などの時期にも、それは見られた。しかしながら、この時代には、城砦の時期はすぎ去っていた。古い方形堡から、ルネサンス芸術によって飾られた邸宅に移り変っていた。反抗した場合には、かつて多くの技術・労苦・貨幣を費して作られた城砦に、大砲がとりかえすことのできない破壊作用を与えた。

* * *

城砦が軍事的必要に、社会構造に、そして政治組織にもっともよく適合したのは、10世紀から15世紀にかけてである。しばしば穀物やブドウの畑でとり囲まれ村落や小村^{7モ}をひきよせ、都市もしくは市区を防衛した城砦は、臣従組織の中心であり、貢租の徴収場所であり、所領の生産物の倉庫であり、行政細胞の心臓である。城砦はまた、自らの手でそれを保持する権力者にとって、もしくは封としてそれを受領する家臣にとっては、一つの住居でもある。最後に城砦は避難所として役立つ。グレゴリー7世は、ハインリッヒ4

世がロンバルディアへ向って進んだのを察知した時、マントヴァからアウグスブルグへおもむき、直ちにカノッサ城にとじこもった。ある地域もしくはある地方の統治は、部分的に城砦の網状組織と結びついてきた。プランタジネット家のヘンリー 2 世は、その即位の翌日、エティエンヌ・ド・ブロア*の一味によって占有されていた城を奪取し、彼らがとじこめていた者たちを解放し、そしてその後数年にわたって、数多くの稜堡を奪い返したり、破壊したりした。より低い次元では、リエージュの司教が世俗の封建権力や都市民の先頭に立ったのは、最終的に彼の所有に帰した 24 の城塞のおかげである。城砦はオリエントのラテン諸国の発展と律動を同じくし、大所領、すなわちベイルート、シドン、ル・トロン等々を強固なものにした。それはスラブ地方におけるドイツ人の発展を促進させた。最後にそれは、多くの争い、すなわち、時には長びくこともある攻囲戦、城から出て行なう略奪行——この場合、自分の身や分捕品や捕虜を避難させに再び城に戻ってくるのだが——に、その性格を刻みつける。

城砦は大諸侯領や名門の家柄に、その名を伝えた。すなわち、シュタウフェン家、ホーエンツォルレルン家、ブルボン家、イブラン家**等々がそれぞれある。何故なら、現実の権力は、権力の担い手によって建てられた厚い城壁に守られてこそ、集中するからである。こうして石でできた一つの大文明が中世の後半期を通じて開花したのである。

付 記

ブートリュッシュ教授は現在パリ大学文学部にあって、主として中世史の分野で指導的役割を果たしておられる。同教授の学問的軌跡を正確にあとづけることは訳者の任ではない

* Etienne de Blois 1105~1154; イギリス王 (在位 1135~1154)、ブロア伯 Etienne とウイリアム征服王の娘 Adèle の間に生れた。当時イギリスはヘンリー 1 世の死 (1135) によって断絶したノルマン王朝の王位継承をめぐる、混乱状態におちいていた。

** Ibelin; シャルトルのヴァイコントから出自したフランスの名門。オリエントのラテン帝国で有名。

が、日本の歴史学界にも少なからぬ寄与を果してこられたことは事実であり、ここではそうした点について、同教授の来学を機会に訳者が寄稿した新聞記事(昭和41年9月5日「北海道新聞」)から引用したいと思う。

『百年戦争下ポルドオ地方における領主と農民』と副題されたブートリュッシュ教授の名著『社会の危機』は、その偉大な師(マルク・ブロック)と体験を共にされた不幸な時代の深刻な危機感を、歴史学的に結晶化された力作であり、ドイツ軍占領下のあらゆる困難をおかして執筆され、1947年にはじめて出版されたものである。その冒頭の悲痛な献辞『1944年6月16日、レジスタンスの戦場にたおれたソルボンヌの教授、マルク・ブロックの記念に』という短い言葉は、この二人の歴史家が単なる師弟関係を越えた結びつきをもっていたことを示している。フランス史学関係で、戦後はじめて接することのできたこの本格的モノグラフィーは、日本の歴史学界にも大きな反響を与え、とくに社会経済史の分野での移行期の問題、いわゆる「封建の危機」の分析に貢献した。

ブートリュッシュ教授はフランス中世史の学界動向の担当者として定評があり、『Revue Historique』誌上で今も健筆をふるっておられるが、とりわけ1950年、パリでひらかれた第9回国際歴史学会議での報告は、農奴制^{フエーレン}についての注目すべき新動向を伝え、その後わが国の学界でおこった中世奴隷身分の評価の問題をめぐる論争の端緒となったことは、まだ記憶にあたらしい。また従来の研究をふまえて、比較史的観点からオリエントや東・北欧や日本にも言及した『領主制と封建制』(1959)は、その頃日本の学界で問題になっていた封建社会の基本的支配の単位＝細胞としての「領主支配」の性格規定について、多くの貴重な示唆を与えた。ここに訳出したこの講演も、実はそうした問題関連からお願いしたのである。

他方、ブートリュッシュ教授の真価が、前述の『社会の危機』や、ポルドオ地方およびバザス地方の『^{フエーレン}自有地』の研究に見られる高度に実証的な地域史研究の分野にあることも忘れてはならない。近く同教授の指導のもとに、ポルドオ地方についてのまとまった著作が刊行される予定ともきく。しかもそうした研究は単なる「地方史」に終らず、「一般史」ないし「普遍史」の問題意識のもとで受けとめられ、歴史の全体像の中に的確に位置づけられている。一般にヨーロッパの史学界では、近年地域史研究の水準が非常に高くなっているようであるが、それは決して歴史発展の全体的イメージとの関連性を失なった単なる「個別化」として現象しているのでないのである。われわれがブートリュッシュ教授から学びとらなければならないのは、そのような学問的方法である。